

区長報告第四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定に基づき、令和二年  
度港区一般会計補正予算（第一号）を令和二年四月十七日次のとおり処分したので、同法同条  
第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和二年五月十二日

港区長 武井雅昭

令和 2 年度

港区一般会計補正予算（第 1 号）

## 令和2年度港区一般会計補正予算（第1号）

令和2年度港区の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,731,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,171,104千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月17日専決

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		15,971,852	61,532	16,033,384
	1 国庫負担金	10,664,226	25,532	10,689,758
	2 国庫補助金	5,297,349	36,000	5,333,349
14 都支出金		9,760,385	7,000	9,767,385
	2 都補助金	4,916,472	7,000	4,923,472
17 繰入金		4,380,898	3,662,572	8,043,470
	1 基金繰入金	4,380,897	3,662,572	8,043,469
歳入合計		145,440,000	3,731,104	149,171,104

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		28,229,555	108,894	28,338,449
	1 総務管理費	23,832,120	108,894	23,941,014
4 民生費		56,735,625	38,700	56,774,325
	2 児童福祉費	36,026,369	38,700	36,065,069
5 衛生費		5,658,990	136,447	5,795,437
	1 保健衛生費	5,658,990	136,447	5,795,437
6 産業経済費		3,114,924	3,440,063	6,554,987
	1 商工費	3,114,924	3,440,063	6,554,987
8 教育費		17,613,085	7,000	17,620,085
	1 教育総務費	4,574,260	7,000	4,581,260
歳 出 合 計		145,440,000	3,731,104	149,171,104